

令和7年度 行田市スマート農業等推進事業 補助金のお知らせ

市内の農業者に対し、予算の範囲内において、スマート農業の導入等による事業拡大等の新たな取り組みを支援します。

申請期間：10月6日（月）～11月7日（金）

事業実施主体

市内の農地で農業経営を行っている者

- ・市内に住所を有する個人※1
- ・本市が認定した認定農業者である法人又は農地所有適格法人
- ・農業者の組織する団体（受益農業者5戸以上）

※1 本市の住民基本台帳に登録されていること（市外の方であっても一部申請可）

対象事業

生産量の拡大又はコスト縮減に係る事業、新たな特産品となる農産物の生産、ブランド化、加工商品の開発及び販売、観光農園の開設

対象経費

I C T機器（情報通信技術を活用した機器をいう。）又はロボット技術の導入、研究開発、種子の購入、販路開拓、広告宣伝、資器材の購入、設備の設置、畦畔の撤去など

採択要件

中面の成果目標基準に基づくポイント数の上位順に採択する

補助率

対象経費の2分の1以内（補助額の上限：100万円）※2

※2 農業者団体においては、上限：200万円

注意事項

- (1)申請期限を過ぎた場合は受付できません。
- (2)予算残がある場合に限り3次募集を行います。（この場合、交付状況に応じ、補助率が2分の1未満になる場合があります。）
- (3)目標年度までに達成できる目標を定めていただきます。
- (4)目標に達成しない場合は、補助金を返還していただくことがあります。

問い合わせ先

質問等がございましたら、下記までご連絡ください。

行田市環境経済部農政課 048-580-3013

目的	市内の農業者を対象に、スマート農業技術の導入等により、農業経営基盤の強化並びに市内の農業の振興及び産業の活性化を図るため、農業所得の増大に向けた新たな取組を支援する。
事業実施主体	次に掲げる者のうち、市内の農地で農業経営を行っており、市税の滞納がない者。 ・市内に住所を有する個人※ ¹ （一部、事業経費に限り市外の方も申請可） ・本市が認定した認定農業者である法人又は農地所有適格法人 ・農業者の組織する団体※ ²
対象事業	1 スマート農業技術の導入等により、農産物の既存の生産方法を改善することで、効率的に生産量を拡大し、又は生産コストを縮減しようとする事業 2 新たな特産品として期待できる農産物の生産を試みる事業 3 農産物の付加価値を高め、新たに農産物をブランド化しようとする事業 4 新たに農産物を加工した商品を開発し、販売しようとする事業 5 新たに観光農園（本市の内外に住所を有する者が農産物を栽培することができる市民農園を含む。）を開設しようとする事業
対象経費	上記事業に要する経費のうち、次のいずれかに該当するもの。ただし、汎用性が高いと認められる経費は対象外とする。 1 ICT機器又はロボット技術の導入及び利用するために要する経費 2 設備の設置に要する経費 3 資器材の購入に要する経費 4 研究開発に要する経費 5 種子の購入に要する経費（新たな特産品として生産を試みる農産物に限る。） 6 販路開拓に要する経費 7 広告宣伝に要する経費 8 耕作地の集積・集約化における畦畔の撤去に要する経費
採択要件	次頁に掲げる成果目標基準に基づくポイント数の合計が高い順に交付の可否を決定する。
目標年度	交付対象事業における成果目標年度は、事業実施年度の3年後とする。
補助率	対象経費の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）
補助額の上限	事業実施主体が、個人若しくは法人の場合、100万円を上限とする。※ ³ 農業者の組織する団体の場合、200万円を上限とする。
その他	1 当該補助金の交付は、各対象事業につき1回限りとする。ただし、対象事業「1 スマート農業技術の導入等により、農産物の既存の生産方法を改善することで、効率的に生産量を拡大し、又は生産コストを縮減しようとする事業」はこの限りではない。 2 既に国又は県による補助金等の交付対象となっている事業については、対象外とする。 3 交付決定後、決定者において不正や目的外使用、決定内容の違反等が確認された場合は、当該決定を取り消し、併せて交付された補助金を返還させるもの。

※¹ 「市内に住所を有する個人」とは、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

※² 「農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営、会計についての団体の規約及び機械・施設等の利用に関する規定等が定められている、5戸以上の者で構成する組織をいう。又は、本事業の対象となる個人若しくは法人から組織される団体をいう。

※³ 対象経費「8 耕作地の集積・集約化における畦畔の撤去に要する経費」については、下表のとおり。

採択基準	補助金の額	
事業実施に伴う受益面積が15アール以上であること。	(1)コンクリート畦畔の撤去に伴うもの	撤去費 1メートル当たり400円
		整地費 1平方メートル当たり10円
	(2)コンクリート畦畔の撤去を伴わないもの	整地費 1平方メートル当たり10円

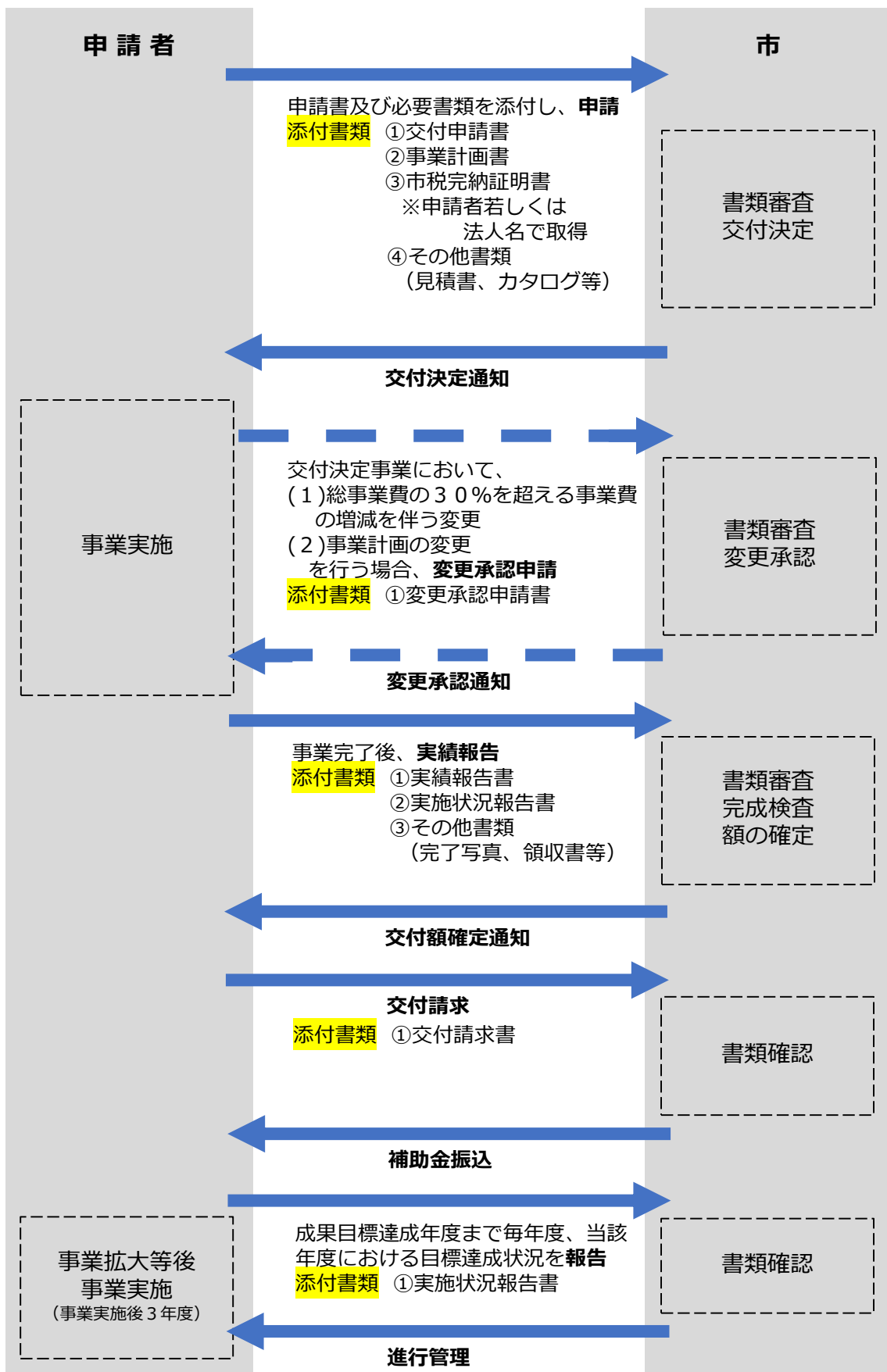
●成果目標基準

項 目	成果目標基準及びポイント	ポイント 数
作付面積の拡大	現状と比べた、作付面積増加率	
	10 %以上	10
	8 %以上 10 %未満	8
	6 %以上 8 %未満	6
	4 %以上 6 %未満	4
	2 %以上 4 %未満	2
付加価値額の拡大	現状値と比べた、付加価値額増加率	
	8 %以上	8
	6 %以上 8 %未満	6
	4 %以上 6 %未満	4
	2 %以上 4 %未満	2
費用対効果	費用対効果は以下により算出する。ただし、2 ポイントを上限とする。 費用対効果＝増加する作付面積（ha）/事業費（100万円）	～2
農地中間管理事業等	農地中間管理事業等を利用して農地を所有又は借り受ける場合。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	2
	農地中間管理事業等を利用して農地を所有又は借り受ける見込みがある。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	1
認定農業者又は認定新規就農者	本市もしくは、広域において認定農業者又は認定新規就農者に認定されている。	1
スマート農業の導入	スマート農業に関する機器又は技術を導入する場合。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	1
特産品の生産	本市における特産品の生産をする。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	3
	新たに特産品として期待できる農産物の生産をする。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	2

- ・ 成果目標設定に当たっては、現実的に目標年度内で達成可能な目標とするようご注意ください。
- ・ 事業年度を続けて申請する場合は、合計したポイント数に4分の3を乗じて算出します。
- ・ 交付決定後については、事業実施年度から成果目標達成年度までの毎年度、当該年度における目標達成状況を、翌年度の5月末日までに農政課窓口あてにご提出ください。

補助金交付の流れ

補助金の交付手続きの流れは、概ね次のとおりです。



- ・ 申請後の書類審査については、申請期間終了後に成果目標基準に基づく審査を行い、ポイント数が上位のものから採択します。
- ・ 交付決定日前に着手（契約や発注など）した事業については、補助金の対象となりませんのでご注意ください。